平成１６年　第３回　石狩市情報公開・個人情報保護審査会議事録

日　時　平成１７年１月２７日（木）　午後７時００分
場　所　市役所３階　庁議室
出席者
[委員]　向田会長、矢吹副会長、酒井委員、植松委員、三塚委員
[事務局]　総務部長、情報管理課長、情報公開担当主査、情報管理課担当員（１名）、スポーツ青少年課長、青少年支援担当主査、青少年支援担当員（１名）学校教育課長、ごみ対策課長、排出指導担当主査、排出指導担当員（１名）
傍聴者　１名
議　題　【諮問１】「子どもの健全育成サポートシステム」による児童生徒に関する個人情報の警察署からの収集及び警察署への提供について
【諮問２】石狩市集合住宅におけるごみステーション設置等に関する要綱」制定に係る意見集約を図るための個人情報の目的外利用について

配布資料
・諮問書
・平成１７年度第３回石狩市情報公開・個人情報保護審査会資料

議事内容
開会
【向田会長】みなさま、一日のお仕事でお疲れのところご苦労様です。
本日は、平成１７年度第３回目の審査会となります。
それでは、事務局から本日の予定について説明願います。
【事務局】本日は、「子供の健全育成サポートシステム」による児童生徒に関する個人情報の警察署からの収集及び警察署への提供について、「石狩市集合住宅におけるごみステーション設置等に関する要綱」制定に係る意見集約を図るための個人情報の目的外利用についての諮問案件２件について、ご審議をいただきたいと思います。
よろしくお願いいたします。
【向田会長】では、市長から諮問を受けたいと思います。宜しくお願いします。
【総務部長】市長、助役が所用のため不在ですので、代理として諮問書をお渡しいたします。

石情報第３３６号
平成１７年1月２７日

石狩市情報公開・個人情報保護審査会
会長　向　田　直　範　　様

石狩市長　　田　岡　克　介

「子どもの健全育成サポートシステム」による児童生徒に関する個人情報警察署からの収集及び警察署への提供について（諮問）

近年の非行の低年齢化や凶悪化をはじめ、薬物乱用や出会い系サイトをきっかけとした被害など非行の多様化が進み、本市においても、不良行為や犯罪行為などの青少年の問題行動は横ばい傾向にあるものの、低年齢化が進んでおり予断を許さない状況にあります。こうした中、学校においては、校内の生徒指導体制だけでは十分に対応しきれない困難な問題が発生しており、こうした問題に対し、警察などの関係機関との連携を図るなど、一層きめ細かい取組が必要となっております。このようなことから、学校と警察が児童生徒の非行等に関する情報を共有するなど、連携を図ることにより非行の再発防止や犯罪被害の未然防止等を図り、児童生徒の健全育成に役立てることを目的として、北海道札幌方面北警察署との間でこのサポートシステムについて協定を締結するものであります。本協定の締結により、学校と警察との連携が緊密になり、警察から情報提供を受けることで、学校においては犯罪の再発防止、犯罪に関与した児童生徒の規範意識の醸成及び立ち直りなどについて迅速かつ効果的な指導を行うことができ、また、学校から警察には、児童生徒の問題行動に関する情報だけでなく、不審者・変質者若しくは出会い系サイトに関する事案など、児童生徒が被害者となる恐れのある情報を早期に提供することにより、速やかな対応が可能になると期待されることから、石狩市個人情報保護条例第８条第３項第７号及び第１０条第５号の規定により貴審査会に諮問します。

記

事務の名称	所管課	利用･提供する主な項目	収集先及び利用提供先	内容・理由
「子どもの健全育成サポートシステム」事務	生）スポーツ青少年課	･児童生徒の氏名 ･事案の概要及び児童生徒の非行等の防止のため最低限必要な情報	警察署	学校だけでは対応しきれない非行等の問題に対し、警察との連携を緊密にすることにより、効果的な対応が可能となるため、警察との間で情報提供及び収集を行う。

石情報第３３７号
平成１７年1月２７日

石狩市情報公開・個人情報保護審査会
会長　向　田　直　範　　様

石狩市長　　田　岡　克　介

「石狩市集合住宅におけるごみステーション設置等に関する要綱」制定に係る意見集約を図るための個人情報の目的外利用について（諮問）

現在、市内における集合住宅については、公営の集合住宅を除き、そのほとんどが「専用ごみステーション」を設置していない状況にあります。

集合住宅の居住者については、単身者や他市町村からの転入者も多く、かつ、地域町内会への加入率も低いことから、近隣との地域コミュニケーションが希薄となり、日常生活の様々なマナーやルールを伝えるという機能や助け合っていくという意識が薄れ、必要な情報が伝わりにくくなり、ごみの分別のしかたや出しかたのルールが結果的に守られないという事態が多発しており、近年では地域町内会との軋轢も増加傾向にあります。

また、既存の「ごみステーション」については、町内会活動による清掃美化思想に基づき維持管理されているのが実態であります。

これらのことから、付近住民とのトラブルの回避やごみの散乱防止を目的として、集合住宅における「入居者専用ごみステーション」の設置を努力規定として盛り込んだ（仮称）「石狩市集合住宅におけるごみステーション設置等に関する要綱」（案）を制定するものであります。

本要綱の制定にあたり、利害関係者である集合住宅所有者（納税管理人）の意見集約並びに本要綱制定後においては、専用ステーションの設置促進を図るため要請文書の送付が必要であることから、石狩市個人情報保護条例第 10 条第５号の規定に基づき諮問します。

記

事務の名称	所管課	利用する主な項目	利用先	内容・理由
固定資産の評価及び賦課事務	市）税務課	家屋（集合住宅）の所有者氏名、住所、郵便番号	ごみ対策課	集合住宅の所有者（納税管理人含む）に対し専用ごみｽﾃｰｼｮﾝ設置の促進を要請するために当該情報を利用する。

【向田会長】それでは、事務局から本日の諮問内容と資料について説明願います。
【事務局】事前に送付している書類の確認をさせていただきます。
まず、お手元の資料の２枚目、３枚目ですが、「子どもの健全育成サポートシステム」による児童生徒に関する個人情報警察署からの収集及び警察署への提供についての諮問案になります。次ページ以降はその説明資料及び協定書案となっております。
　続きまして、次ページは、「石狩市集合住宅におけるごみステーション設置等に関する要綱」制定に係る意見集約を図るための個人情報の目的外利用についての諮問案となっております。次のページ以降には、諮問の概要、各集合住宅所有者への意見集約に関する案内文書、要綱案、別記様式としまして集合住宅ごみステーション設置届出書（2枚組み）、最後に制定に係る意見集約並びに説明会の実施スケジュールとなっております。以上、表紙を含めて14枚となっております。私からは以上でございます。
【向田会長】それでは、説明をお願い致します。
【スポーツ青少年課長】それでは、私の方からお手元の説明資料及び協定書案の概略についてご説明申し上げます。宜しくお願い致します。
本諮問の目的と致しましては、近年の青少年の犯罪、非行が広域的に広がる中で、これらを未然に防止することによって、児童生徒の健全育成を効果的に推進するものであるということで、このサポートシステムの構築を進めていくものであります。
例えば、深刻な暴力ですとか刃物を使用した障害事件などの危険性があるとか、あるいは、暴走族ですとか深刻な学校間の生徒の抗争などにつきまして、これまで、警察へその生徒の個人情報を提供するといったことがありませんでしたが、これからは、この個人情報を警察署へ提供することによって、子どもの指導にも相当大きな効果が果たせるものと考えております。なお、警察署への情報提供につきましては、あくまでも学校内での対応のみでは問題行動の解決が図れない場合ですとか、あるいは、保護者と協力して学校と家庭、双方からの充実した指導が図れるですとか、あるいは、警察署以外の機関との連携によって問題行動の解決が図られない場合は勿論、このような情報提供をするものではありせんけれども、そうした中での解決が困難である場合に限って情報提供をするものでございます。続きまして、協定書の案でございますが、これは、警察署から学校への情報提供ということでありますけれども、これは、逮捕された事例ですとかあるいは、暴力団や暴走族、いじめなどの非行などについて載せているものでございます。また、学校から警察署への連絡事案としましては、児童生徒の非行の再発防止及び未然防止のため警察との連携が必要と認められる事案、学校内外における犯罪被害の未然防止や生徒の安全確保のため、警察との連携が必要と認められる事案というふうになっております。もう一点でございますけれども、この協定書につきましては、平成１６年９月１日に道立学校と道内警察署の間で児童生徒の非行等の情報の共有化を図るということで、「子どもの健全育成サポートシステム」の協定を締結しているところでございます。

これに基づきまして、市町村の学校及び市立学校につきましても、同様に「子どもの健全育成サポートシステム」協定を締結していくということを北海道警察から各市町村に対し、強く要請されているところでございます。また、全国的に見ましても、学校と警察との間における児童生徒の情報の共有化への取組が進んでいること、また、先ほど申しましたように、あくまでも、学校内の指導体制だけでは、十分に対応しきれないという状況のため、警察と密に連携を取り、効果的な子どもの健全育成を図っていくというものでございます。

以上、概略ですが、説明を終わらせていただきます。

【向田会長】担当課が提供したいということでお話がありました。ただいまの説明につきまして、ご質問等ありましたらお願い致します。

【向田会長】一つ確認したいのですが、よろしいでしょうか？

平成１６年度から既にこのサポートシステムが稼動しているということですが、これは、対象が道立高校ということでしょうか？

【スポーツ青少年課長】道立学校でございます。

【向田会長】それを道立学校以外の学校にも広めていこうということですね？

【スポーツ青少年課長】はいそうです。

【向田会長】議論に入る前に確認しておきたいのですが、個人情報保護条例の第８条では個人情報の収集の制限を定めておりまして、その第３項第７号では、審査会の意見を聴いた上で、本人以外のものから収集することに相当の理由があると認めて収集するときとあります。また、第10条は利用及び提供の制限でありまして、第５号では、審査会の意見を聴いた上で、公益上の必要その他相当の理由があると認めて利用し、又は提供するときとあります。何か質問はありませんか？

【向田会長】そうしますと、この協定書というのは、雛形というか、決まった形式があるのですね？

【スポーツ青少年課長】はい、これは先ほど申しましたように、道立学校と警察との間で締結されている協定書と同様の雛形となっております。

【植松委員】協定書の案の中に書かれている第５条第１項の警察から市立学校への連絡対象事案のアについてですが、この項目について具体的に想定される内容はどのようなものでしょうか？

【スポーツ青少年課長】児童生徒が過去に起こした事件などです。

【向田会長】それで、学校内の指導だけではうまくいかないということで、警察と連携していかないと、生徒のためにはならないと・・・そういうことを想定しているわけですね？

【スポーツ青少年課長】あくまでも、指導健全育成のためということです。

【向田会長】今までは、こういうことはなかったのですか？全く連絡がないというのも想定できないと思うのですが？

【向田会長】はっきりと文書化して根拠を与えようというところに目的があると理解し

てよろしいですか？
【学校教育課長】いままでは、事例的に言いますとほとんどありません。学校が直接、警察に生徒の個人情報を提供するということは基本的にはありえません。ただ、暴走族や背後に暴力団とのからみあったりしまして、警察から○○君は□□学校の生徒ですかというような問い合わせは若干ありますけれども、それ以上の情報提供の要請はほとんどありません。逆に警察からは生徒の情報はあまり入ってきません。よほど大きな犯罪行為でなければ、入ってこないというのが現状です。
【向田会長】まぁ、こういったところは気を使う部分ですね。
【向田会長】ということで如何でしょうか？
【矢吹委員】捜査と教育というのはそもそも合致しないところがあるものですから・・・協定を結ぶこと自体が、子ども達から見れば、学校は自分のことを警察に言うのではというふうに思われないかというのが心配なところです。
【酒井委員】考え方はいいんですよ。ただ、ちょっと間違えたら生徒の情報が行過ぎになってしまう。不良グループの先輩などの指示を受けて行動する子どもまでも素行不良として判断されるのはまずいと思う。うまくいけばいいんですけれども。最近の青少年の状況を考えるとやむを得ないと思います。
【矢吹委員】まさに使い方の問題だと思います。
【向田会長】これは最終的にはそれぞれに報告するということになっているのですね？
【向田会長】特に反対がなければ可ということで、答申したいと思いますがよろしいでしょうか？
【委員一同】はい。
【向田会長】では、後ほど答申したいと思います。
【事務局】次の案件に入る前に、担当者が退席しますので宜しくお願いします。
【向田会長】引続き、事務局から諮問内容と資料について説明願います。
【ごみ対策課長】それでは、私の方から説明をさせていただきます。
諮問の内容をご説明する前に若干、その背景を申し上げます。本市では平成 13 年度を「ごみ減量化調整元年」と位置づけまして、平成 15 年 3 月に「ごみ減量化計画」を策定いたしました。その中でさまざまな減量施策の取組を実施しておりまして、現在、ごみ収集はステーション方式を採用しております。市内に今年 1 月 1 日現在で、534 箇所のステーションが設置されております。また、集合住宅、所謂、アパート等につきましては、道営住宅ですとか市営住宅、所謂、公営の集合住宅は、専用ステーションを設置しておりますが、民間の集合住宅につきましては、専用のステーションを設置しておらず、町内会が管理しておりますステーションを利用しているというのが現状であります。こうした背景の中で、市民アンケートを 2 種類ほど行いまして、一つは大型ごみのアンケートですが、無作為抽出で約二千世帯の調査をしまして、その中で 4 割以上の方が、現在のステーション方式ではなく、何らかの違った方法を望まれているというアンケートの結果が一つ出ております。もう一つは、約４６０棟あ

ります民間のアパートの中で 700 世帯ほどアンケート調査をしまして、その中で町内会に加入しているかどうかを聞き取り調査をしたところ、5 割の方しか町内会に加入していなかったという背景があります。その中で各町内会からそこで管理しておりますごみステーションの取扱で大変、苦情が出ているというのが市内の現状でございます。

そういう中で、諮問書の後段にも明記してありますように、専用ステーションの設置要綱を制定していく中で利害関係者であります集合住宅の所有者から意見を聴くということ、二つ目としましては、既存の集合住宅の所有者の方々へ専用ステーションを設置促進していきたいということで、個人情報を活用していきたいということで諮問するものであります。

【向田会長】ありがとうございました。それでは、ご質問はありませんか？

【向田会長】現状のごみステーションというのはかなり規模の大きいステーションなのでしょうか？

【ごみ対策課長】そうですね。各町内会で一箇所の利用世帯数は違いますけれども、市内の平均でいいますと、大体、４０世帯くらいです。地域によりましては、花川南地区では、一箇所で６０世帯以上使用している状況でございます。

【酒井委員】トラブルとかは花川南のほうが多いのではないでしょうか？

【ごみ対策課長】おっしゃるとおりです。

【向田会長】どういうトラブルがあるのでしょうか？

【ごみ対策課長】平成 12 年以降、家電リサイクル法ですとか家電４品などが有料になっておりますので、そういった不法投棄の部分でトラブルがあります。また、アパートの方などは結構、出入りが激しいものですから、ごみの分別がよくされていないですとか、ステーションの管理は町内会で当番制を組んでおりますけれども、そういった部分での協力が得られなかったりといったようなトラブルが出ております。

【向田会長】そうすると、それを各集合住宅において小さいステーションにしていくというか、それぞれに責任を持たせるということでしょうか？

【ごみ対策課長】まあそうですね。例えば、札幌市ですとか、石狩管内６市ありますが、石狩市以外の５市はそれぞれ何らかの規制をかけております。そういった要綱を作って、所謂、建て主さんなどに必ず専用ステーションを設置して下さいというような指導をしております。

【酒井委員】石狩の集合住宅の場合、大家さんがするのか、不動産管理会社のようなところが管理するのが多いのでしょうか？

【ごみ対策課長】不動産管理会社が管理しているほうが最近は多くなってきていると思いますが、割合まではわかりません。

【矢吹委員】賃貸マンションはわかりますが、分譲マンションはどうなりますか？

【ごみ対策課長】分譲マンションは市内に一箇所ありますが、そこは自主的に作っております。

【向田会長】ということは、分譲マンションを作った建設会社などに対して、ごみステ

ーションを設置するように、ということですね？
【ごみ対策課長】はいそうです。
【矢吹委員】既にマンションが多数あるのであれば、どういうことをどのように連絡するのかと思いまして、聞いたわけですけれども。
【向田会長】今後、できればいいということを考えればいいわけですね。
【矢吹委員】こういうものを作るときは意見集約が必要でしょうから、よろしいのではないでしょうか。
【向田会長】特にご異議はありませんか？特になければ、これらの部分につきましては、いずれも妥当であるということで答申いたします。

平成１７年1月２７日

石狩市長　田岡　克介　様

石狩市情報公開・個人情報保護審査会
会長　向　田　直　範

平成１７年1月２７日付石情報第３３６号・３３７号をもって諮問のありました下記の件について審査した結果、審査会として、これを認めることとしたので答申します。

記

諮問１　「子どもの健全育成サポートシステム」による児童生徒に関する個人情報の警察署からの収集及び警察署への提供について
諮問２　「石狩市集合住宅におけるごみステーション設置等に関する要綱」制定に係る意見集約を図るための個人情報の目的外利用について

【向田会長】それでは、これで終わります。ありがとうございました。